

質問に対する回答書④

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 6-2敷地の使用	「特記仕様書 6-2敷地の使用」に示される施工用借地ヤードおよび現場施工ヤードにおいて、不陸調整のための土工、トラフィカビリティ確保のための敷鉄板敷設、地耐力確保のための地盤改良などが必要となる場合、これらの対応については監督員からの指示に従うと考えてよろしいでしょうか。	そのとおり想定しています。
2	特記仕様書 8-2一般道の通行止め	「特記仕様書 8-2一般道の通行止め」において、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし受注者はこれに従わなければならないとあり、一般道の通行止めに要する費用は諸経費に含むものとする記載があります。受注後の施工計画立案などにより通行止めの回数が増加となる場合は、監督員と協議のうえ、設計変更(工事変更)の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が通行止め回数の変更を指示した場合は設計変更の対象となります。
3	接続ランプ 架設計画図【参考図】	「接続ランプ 架設計画図【参考図】」に示されているPC-3～PC-4の架設用クレーンは、すでに架設済みのPA-A、PA-B、PA-Dランプ桁と干渉し配置不可能と考えます。これについては、受注後の施工計画立案によりクレーン配置の変更、クレーン能力の変更、工程調整などが必要となるため、監督員と協議のうえ、設計変更(工事変更)の対象と考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
4	割掛対象参考内訳書	「割掛対象参考内訳書」の数量内訳において、吊足場工費(標準型側面)の必要期間が実態に合わず明らかに短いものがあります(下記など)。これについては、実態に合わせた必要期間とし、監督員と協議のうえ、設計変更(工事変更)の対象と考えてよろしいでしょうか。 PA-Aランプ橋: 架設足場0.5ヶ月、床版足場1.2ヶ月 PA-Bランプ橋: 架設足場0.3ヶ月、床版足場1.0ヶ月 PA-Dランプ橋: 架設足場0.2ヶ月、床版足場0.4ヶ月	割掛対象参考内訳書に示す数量内訳は参考であり、吊足場工費(標準型側面)の必要期間については受注者に任意性のあるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、設計図書に示す条件に変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。